

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会 特別支援教育士資格認定規程

新旧対照表(2024年2月4日改定、2024年4月1日施行)

改定	現行
改定:2024年2月4日	改定:2023年2月5日
<p>第4条 S.E.N.S の資格を取得するためには、本協会の<u>行う</u> S.E.N.S 養成セミナーを受講し、S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取得しなければならない。</p> <p>2 S.E.N.S 養成セミナーを受講するためには、一般社団法人日本 LD 学会の正会員でなければならない。</p> <p>3 受講に当たっては本協会に受講登録をする必要がある。受講登録の費用は 10,000 円+消費税とする。受講登録期間は 3 年間とし、1 回のみ再登録(3 年間)をすることができる。再登録の費用は 10,000 円+消費税とする。</p> <p>4 S.E.N.S 養成セミナーの<u>受講</u>に適用される条件は、別途定める「S.E.N.S 養成セミナー受講規約」によるものとする。</p> <p>5 <u>一般社団法人日本 LD 学会を退会した場合には、受講登録を抹消し、その時点で取得したポイントは無効となる。</u></p> <p>第5条 S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取得し、<u>本規程第 15 条に定める資格申請条件を満たした者は、本協会に対し、S.E.N.S の資格申請を行うことができる。</u></p>	<p>第4条 S.E.N.S の資格を取得するためには、本協会 S.E.N.S 養成セミナーを受講し、S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取得しなければならない。</p> <p>2 S.E.N.S 養成セミナーを受講するためには、一般社団法人日本 LD 学会の正会員でなければならない。</p> <p>3 受講に当たっては本協会に受講登録をする必要がある。受講登録の費用は 10,000 円+消費税とする。受講登録期間は 3 年間とし、1 回のみ再登録をすることができる。再登録の費用は 10,000 円+消費税とする。<u>最初の受講登録年度から 6 年間を経過した場合や一般社団法人日本 LD 学会を退会した場合には、受講登録を抹消し、その時点で取得したポイントは無効となる。</u></p> <p>4 S.E.N.S 養成セミナーに適用される条件は、別途定める「S.E.N.S 養成セミナー受講規約」によるものとする。</p> <p>第5条 S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取得し、資格申請条件を満たした者は、本協会に対し、S.E.N.S の資格認定申請を行うことができる。</p>

改定	現行
<p>第7条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格認定審査を申請する者は、申請書等(附則 2、3)に審査料を添えて申請する。なお、S.E.N.S の審査料は 10,000 円+消費税、S.E.N.S-SV の審査料は 20,000 円+消費税とする。</p> <p>第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及び S.E.N.S の会費を納入し、資格の登録手続きを取らねばならない。 (略)</p> <p>第9条 資格認定審査に合格し登録手続きを完了した者に対して、本協会は S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV 資格認定証を交付する。また、本協会は個人情報保護方針に従い、S.E.N.S・S.E.N.S-SV 資格認定者の会員専用マイページに登録された情報をデータベースで管理する。 なお、個々人が同意した場合のみ、必要に応じてこのデータベースに登録された以下 7 項目の情報を S.E.N.S の会支部会及び教育委員会・教育センター等の公的機関に提供する。 1) S.E.N.S、S.E.N.S-SV 登録番号 2) 氏名 3) よみがな 4) 勤務先 5) 職名 6) 送付先住所 7) Eメールアドレス</p> <p>2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の認定証の交付を受けた者は、特別支援教育士資格更新規程に定める資格更新審査を受けなければならない。</p> <p>第 10 条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV が、以下のいずれかに該当した場合、資格は取り消される。 1) 一般社団法人日本 LD 学会を退会、もしくは正会員資格を喪失した場</p>	<p>第7条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格認定審査を申請する者は、申請書等所定の書類(附則 2、3)に審査料を添えて申請する。なお、S.E.N.S の審査料は 10,000 円+消費税、S.E.N.S-SV の審査料は 20,000 円+消費税とする。</p> <p>第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及び S.E.N.S の会費を納入し、資格の登録手続きを取ることが必要である。 (略)</p> <p>第9条 資格認定審査に合格し<u>所定の手続き</u>を完了した者に対して、本協会は S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV 資格認定証を交付し、<u>その氏名・登録番号・住所・生年月日・所属・職名等を S.E.N.S・S.E.N.S-SV 登録原簿に登録する。</u> なお、この登録原簿に基づき S.E.N.S・S.E.N.S-SV 登録名簿を作成し、<u>その氏名・登録番号・連絡先住所等を公告する。</u></p> <p>2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV 認定証の交付を受けた者は、<u>交付日より起算して 5 年後に本協会が定める特別支援教育士資格更新規程にあげた条件を充足し、再審査を受けなければならない。</u></p> <p>第 10 条 <u>資格登録者がその行為により本協会が定める倫理規程に抵触した場合</u>には、倫理委員会の勧告に基づき登録を一定期間停止または抹消</p>

改定	現行
<p>合。</p> <p>2) <u>特別支援教育士資格更新規程第2条～第5条に定める手続きがとられない場合、または更新ポイントが満たされない場合。</u></p> <p>3) <u>本協会が定める倫理規程に著しく抵触した場合。</u></p> <p>第12条 S.E.N.Sの資格認定審査は、原則として書類審査、筆記試験を年1回行う。</p> <p>第13条 S.E.N.S-SVの資格認定審査は、原則として書類審査、筆記試験、面接試験を年1回行う。なお、S.E.N.S-SVの審査にあたって認定委員会が必要と認めた場合には、レポート等の提出を求めることがある。</p> <p>第15条 S.E.N.Sの資格を申請する者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>1) <u>一般社団法人日本LD学会の正会員であること。</u></p> <p>2) <u>附則4に示すいずれかの条件を満たしていること。</u></p> <p>3) <u>附則5に示すいずれかの方法において、資格申請に必要な36ポイント(以下、Pと略記)を取得していること。</u></p> <p>第16条 S.E.N.S-SVの資格を申請する者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>1) <u>資格申請時に、一般社団法人日本LD学会の正会員であること。</u></p> <p>2) <u>S.E.N.Sの資格取得後、2年以上が経過した者。(但し、Bタイプはこ</u></p>	<p><u>することができる。</u></p> <p>第12条 S.E.N.Sの資格認定審査は、原則として書類審査、筆記試験、<u>面接試験により年1回これを行う。</u></p> <p>第13条 S.E.N.S-SVの資格認定審査は、原則として書類審査、筆記試験、<u>面接試験により年1回これを行う。</u>なお、S.E.N.S-SVの審査にあたって認定委員会が必要と認めた場合には、<u>指導実践レポート</u>等の提出を求めることがある。</p> <p>第15条 S.E.N.S資格申請者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>1) <u>資格申請時に、一般社団法人日本LD学会の正会員であること。</u> <u>なお、一般社団法人日本LD学会を退会すると、S.E.N.Sの資格は失われる。</u></p> <p>2) <u>資格申請時に、附則4に示すいずれかの条件を満たしていること。</u></p> <p>3) <u>資格申請時に、附則5に示すいずれかの方法において、資格申請に必要な36ポイント(以下、Pと略記)を取得していること。</u></p> <p>第16条 S.E.N.S-SV資格申請者は、次のすべての条件を満たす者とする。</p> <p>1) <u>資格申請時に、一般社団法人日本LD学会の正会員であること。</u> <u>なお、一般社団法人日本LD学会を退会すると、S.E.N.S-SVの資格は失われる。</u></p> <p>2) <u>S.E.N.S資格取得後、2年以上経過した者。(但し、Bタイプはこの限り</u></p>

改定	現行
<p>の限りではない)</p> <p>3) LD・ADHD 等に関する研究、指導実践等に優れ、各地域で LD・ADHD 等に関する支援活動の中心的役割を担っている者。</p> <p>(例) ア. LD・ADHD 等に関する研修会の講師等として、啓発的活動を行っている者。</p> <p>イ. 教育委員会等が設置する「<u>専門家チーム</u>」等の一員として、LD・ADHD 等発達障害のある<u>幼児・児童・生徒</u>のアセスメントや個別の指導計画の立案等に関し、周囲の人たちに指導助言を行っている者。</p> <p>ウ. 各地域における教育のリーダーとして、LD・ADHD 等発達障害のある<u>幼児・児童・生徒・学生</u>に対する教育の質的向上と福祉の増進を図るための活動を行っている者。</p> <p>エ. 大学院及び大学(4年制)において LD・ADHD 等発達障害に関連する授業を担当し、研究指導に携わっている者。</p> <p>4) 本協会が主催する S.E.N.S 養成セミナー、<u>S.E.N.S 有資格者向けの研修会</u>等の講師を担当できる者。</p> <p>5) <u>指導者としての人格及び識見を兼ね備えている者</u>。</p> <p>なお、S.E.N.S-SV の資格認定は、次の 2 つのタイプにより行われる。</p> <p>A タイプ: S.E.N.S の資格取得後 2 年以上が経過し、S.E.N.S-SV として適切な者を、本人の自己申請に基づいて審査し、資格を認定する。</p> <p>B タイプ: LD・ADHD 等に関する研究、指導実践に優れ、各地域で LD・ADHD 等に関する支援活動の中心的役割を担っている者を、本協会の<u>役員推薦</u>に基づいて選出し、審査の上、資格を認定する。</p>	<p>ではない)</p> <p>3 LD・ADHD 等に関する研究、指導実践等に優れ、各地域で LD・ADHD 等に関する支援活動の中心的役割を担っている者。</p> <p>(例) ア. LD・ADHD 等に関する研修会の講師等として、啓発的活動を行っている者。</p> <p>イ. 教育委員会等が設置する「<u>専門家チーム</u>」の一員として、LD・ADHD 等発達障害のある<u>児童・生徒</u>のアセスメントや個別の指導計画の立案等に関し、周囲の人たちに指導助言を行っている者。</p> <p>ウ. 各地域における教育のリーダーとして、LD・ADHD 等発達障害のある<u>児童・生徒</u>に対する教育の質的向上と福祉の増進を図るための活動を行っている者。</p> <p>エ. 大学院及び大学(4年制)において LD・ADHD 等発達障害に関連する授業を担当し、研究指導に携わっている者。</p> <p>4 本協会が主催する S.E.N.S 養成セミナーの講師を担当できる者。</p> <p>5 指導者としての人格及び識見を兼ね備えていること。</p> <p>なお、S.E.N.S-SV の資格認定は、次の 2 つのタイプにより行われる。</p> <p>A タイプ: S.E.N.S の資格取得後 2 年以上が経過した者の中から、S.E.N.S-SV として適切な者を、本人の自己申請に基づいて審査し、資格を認定する。</p> <p>B タイプ: LD・ADHD 等に関する研究、指導実践に優れ、各地域で LD・ADHD 等に関する支援活動の中心的役割を担っている者を、<u>一般社団法人日本 LD 学会並びに本協会役員</u>の推薦に基づいて選出し、審査の上、資格を認定する。</p>

改定	現行
<p>第17条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、研修によって得られた知識・技能を用いて、<u>幼児・児童・生徒・学生・保護者・教師</u>に対する指導援助、地域社会に対する啓発活動等の業務を行う。</p>	<p>第17条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、研修によって得られた知識・技能を用いて、<u>児童生徒・保護者・教師</u>に対する指導援助、地域社会に対する啓発活動等の業務を行う。</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2. 本規程第7条にいう、S.E.N.S資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p> <p>様式1 資格認定申請書</p> <p>様式2 履歴書</p> <p><u>様式3-1 指導証明書(資格申請条件AもしくはBで申請する場合)</u></p> <p><u>様式3-2 在職証明書(資格申請条件Cで申請する場合)</u></p> <p>様式4 写真票 (削除)</p> <p>様式5 LD・ADHD等に関する指導実践歴</p> <p>様式6 LD・ADHD等に関する研修会講師歴</p> <p>様式7 LD・ADHD等に関する研究業績</p> <p><u>*様式3は資格申請条件により様式3-1、3-2のいずれかを提出のこと。</u> (削除)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2. 本規程第7条にいう、S.E.N.S資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p> <p><u>①資格認定申請書(様式1)</u></p> <p><u>②履歴書(様式2)</u></p> <p><u>③在職証明書(もしくは指導証明書)(様式3)</u></p> <p><u>④ポイント取得記録票(様式4)</u></p> <p><u>⑤LD・ADHD等に関する指導実践歴(様式5)</u></p> <p><u>⑥LD・ADHD等に関する研修会講師歴(様式6)</u></p> <p><u>⑦LD・ADHD等に関する研究業績(様式7)</u></p> <p><u>⑧写真票(様式8)</u></p> <p><u>⑨提出書類一覧表(様式9)</u></p>
<p>3. 本規程第7条にいう、S.E.N.S-SV資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p> <p>様式1 資格認定申請書</p> <p>様式2 履歴書</p> <p>様式3 在職証明書</p> <p>様式4 LD・ADHD等に関する専門的活動歴</p>	<p>3. 本規程第7条にいう、S.E.N.S-SV資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p> <p><u>①資格認定申請書(様式1)</u></p> <p><u>②履歴書(様式2)</u></p> <p><u>③在職証明書(様式3)</u></p> <p><u>④LD・ADHD等に関する専門的活動歴(様式4)</u></p>

改定	現行
<p>様式5 LD・ADHD等に関する指導実践歴</p> <p>様式6 LD・ADHD等に関する研修会講師歴</p> <p>様式7 LD・ADHD等に関する研究業績 (削除)</p> <p>様式8 写真票 (削除)</p> <p>様式9 個人情報の取り扱いに関する誓約書(Aタイプのみ)</p> <p>様式10 事前レポート課題(Aタイプのみ)</p> <p>4. 本規程第15条2にいう資格申請時の条件は、次の通りとする。</p> <p>A 本協会が指定する大学院で<u>指定のポイント</u>を取得した者。</p> <p>B 大学院において、本協会が指定する大学教員(S.E.N.S-SV資格所持者)の指導の下にLD・ADHD等の研究・臨床に1年以上携わった者。</p> <p>C 大学院、4年制大学、短期大学、専門学校の修了・卒業者で、以下のいずれかの要件を満たす者。</p> <p>1) <u>学校教育法に基づく学校(幼・小・中・高・大学・特別支援学校等)の教員で職歴2年以上(常勤)の者。</u></p> <p>2) <u>医療・看護・福祉等の機関に、専門職として2年以上(常勤)勤務している者。</u> 例) 医師、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理師、社会福祉士、保育士等。</p> <p>3) <u>上記以外のLD・ADHD等の関連職種に従事する者、及び従事していた者で、業務に従事していた時間が3,000時間を越える者。</u> 例) スクールカウンセラー、教育相談員、巡回相談員等。</p>	<p>⑤LD・ADHD等に関する指導実践歴(様式5)</p> <p>⑥LD・ADHD等に関する研修会講師歴(様式6)</p> <p>⑦LD・ADHD等に関する研究業績(様式7)</p> <p>⑧担当科目アンケート(様式8)</p> <p>⑨写真票(様式9)</p> <p>⑩提出書類一覧表(様式10)</p> <p>4. 本規程第15条2にいう資格申請時の条件は、次の通りとする。</p> <p>A: 本協会が指定する大学院を<u>修了</u>した者。</p> <p>B: 大学院において、本協会が指定する大学教員(S.E.N.S-SV資格所持者)の指導の下にLD・ADHD等の研究・臨床に1年以上携わった者。</p> <p>C: 大学院、4年制大学、短期大学、専門学校の修了・卒業者で、以下のいずれかの要件を満たす者。</p> <p>① <u>学校教育法に基づく学校(幼・小・中・高・大学・特別支援学校等)の教員で職歴2年以上(常勤)の者。</u></p> <p>② <u>医療・看護・福祉等の機関に、専門職として2年以上(常勤)勤務している者。</u> 例) 医師、看護師、<u>ST、OT、PT、心理判定員</u>、保育士等。</p> <p>③ <u>上記以外のLD・ADHD等の関連職種に従事する者、及び従事していた者で、業務に従事していた時間が3,000時間を越える者。</u> 例) スクールカウンセラー、教育相談員等。</p>

改定	現行
<p><u>4) その他、本協会が適当と認めた者。</u></p> <p>5. 本規程第15条3にいう<u>ポイント取得の方法は、次の通りとする。</u></p> <p>A <u>「S.E.N.S養成カリキュラム(2023年度版)」(附則6)によりポイントを取得する。</u></p> <p><u>*2023年4月1日より、全受講登録者に「S.E.N.S養成カリキュラム(2023年度版)」を適用する。「S.E.N.S養成カリキュラム(2012年度版)(2018年度版)」においてポイントを取得した者には、附則7の通り、ポイントの移行措置を行う。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>④ その他、本協会が適当と認めた者。</u></p> <p>5. 本規程第15条3にいう<u>P取得の方法は、次の通りとする。</u></p> <p>A:<u>2008～2011年度の受講登録者(受講登録番号:20-、21-、22-、23-で始まる者)においては、「S.E.N.S養成カリキュラム(2007年度版)」によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</u>  <u>なお、各種研修会に参加した場合には、附則7に準じて、36P中の10P以下の振替が認められる。</u></p> <p>B:<u>2012～2022年度の受講登録者(受講登録番号:24-～34-で始まる者)においては、「S.E.N.S養成カリキュラム(2012年度版)(2018年度版)」によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</u>  <u>・各種研修会に参加した場合には、附則6に準じて、36P中の10P以下の振替が認められる。</u>  <u>・本協会が指定する大学院による授業で単位を取得した場合には、附則6に準じて、36P中30P以下の振替が認められる。</u></p> <p>C:<u>2023年度以降の受講登録者(受講登録番号:35-以降で始まる者)においては、「S.E.N.S養成カリキュラム(2023年度版)」(附則7)によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</u>  <u>・各種研修会に参加した場合には、附則6に準じて、36P中の10P以下の振替が認められる。</u>  <u>・本協会が指定する大学院による授業で単位を取得した場合には、附則6に準じて、36P中30P以下の振替が認められる。</u></p>

改定	現行
<p>(削除)</p> <p><u>B 本協会指定の大学院において、本協会から認定された科目を「S.E.N.S養成カリキュラム(2023年度版)」(附則6)のポイントに振替えることができる。</u></p> <p><u>*振替の認定要件については、「大学院授業科目単位のS.E.N.S養成セミナーポイント振替に関する規程」に定める。</u></p>	<p>6. <u>本規程附則5A、5B、5Cにいう「各種研修会等の参加によるポイント振替」については次の通りとする。</u></p> <p><u>(1)教育委員会等公的機関が実施する研修会で、本協会が認定したものについては、ポイントの振替を認める。振替の認定については、以下の基準を充たしていること。</u></p> <p><u>①研修会の内容・時間数・講師が、S.E.N.S養成セミナーの科目内容に準拠していること。</u></p> <p><u>②研修会実施前に本協会に対して「ポイント振替対象研修会」の認定申請を行い、承認を受けていること。</u></p> <p><u>(2)本協会が認定する下記の検査講習会については、ポイントの振替を認める。</u></p> <p><u>①WISC-IV知能検査に関する講習会</u>  <u>「WISC-IV知能検査技術講習会」(日本文化科学社主催)</u>  <u>→心理検査法I:ウェクスラー式知能検査 2P</u></p> <p><u>②KABC-II・DN-CASに関する講習会</u>  <u>「日本版KABC-IIベーシック講習会」(日本K-ABCアセスメント学会主催)及び「DN-CAS認知評価システム技術講習会」(日本文化科学社主催)</u>  <u>→心理検査法II:発達障害に関連 2P</u></p> <p><u>(3)本協会が指定する大学院の実施する授業で事前に本協会が認定したものについては、ポイントの振替を認める。振替の認定要件については、別途定める。</u></p>

改定	現行																																																												
<p>*振替できる総ポイント数は、指導実習を除く30ポイントまでとする。</p> <p>*大学院生にあっては大学院在学中に、履修証明プログラム受講生・科目等履修生等にあっては授業履修年度中に、<u>一般社団法人日本LD学会</u>に入会するとともに、<u>S.E.N.S養成セミナー</u>の受講登録を行わなければならない。</p> <p>*ポイントの振替を希望する場合は、それを証明する書類(単位取得証明書)の提出を要する。</p> <p>6. 本規程附則5Aにいう「S.E.N.S養成カリキュラム(2023年度版)」は次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">S.E.N.S 養成カリキュラム(2023年度版)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>領域</th> <th>科目コード</th> <th>科目名</th> <th>P数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">概論</td> <td>A-1</td> <td>S.E.N.Sの役割と倫理</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>特別支援教育概論 I:発達障害の理解</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td>特別支援教育概論 II:特別支援教育のシステム</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td>A-4</td> <td>発達障害と医療</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">アセスメント</td> <td>B-1</td> <td>総論:アセスメント</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>心理検査法 I:ウェクスラー式知能検査</td> <td>2P</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>心理検査法 II:発達障害に関連する心理検査</td> <td>2P</td> </tr> <tr> <td>B-4</td> <td>学力のアセスメント</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td>B-5</td> <td>アセスメントの総合的解釈</td> <td>2P</td> </tr> </tbody> </table>	領域	科目コード	科目名	P数	概論	A-1	S.E.N.Sの役割と倫理	1P	A-2	特別支援教育概論 I:発達障害の理解	1P	A-3	特別支援教育概論 II:特別支援教育のシステム	1P	A-4	発達障害と医療	1P	アセスメント	B-1	総論:アセスメント	1P	B-2	心理検査法 I:ウェクスラー式知能検査	2P	B-3	心理検査法 II:発達障害に関連する心理検査	2P	B-4	学力のアセスメント	1P	B-5	アセスメントの総合的解釈	2P	<p>(4)指導実習についてはポイントの振替を認めない。</p> <p>*ポイントの振替を希望する場合には、資格申請の際にそれを証明する書類(研修会修了証等)の提出を要する。附則6(1)のポイント振替に関しては、受講登録年度の4月以降に参加したものに限る。附則6(3)ポイント振替に関しては、大学院生にあっては大学院在学中、履修証明プログラム受講生等にあっては授業履修年度中に(一社)日本LD学会に入会し、<u>特別支援教育士養成セミナー</u>の受講登録をしていなければならない。</p> <p>7. 本規程附則5Cにいう「S.E.N.S養成カリキュラム(2023年度版)」は次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">S.E.N.S 養成カリキュラム(2023年度版)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>領域</th> <th>科目名</th> <th>P数</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">概論</td> <td>S.E.N.Sの役割と倫理</td> <td>1P</td> <td rowspan="4">4P</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育概論 I:発達障害の理解</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育概論 II:特別支援教育のシステム</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td>発達障害と医療</td> <td>1P</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アセスメント</td> <td>総論:アセスメント</td> <td>1P</td> <td rowspan="4">8P</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>心理検査法 I:ウェクスラー式知能検査</td> <td>2P</td> </tr> <tr> <td>心理検査法 II:発達障害に関連する心理検査</td> <td>2P</td> </tr> <tr> <td>学力のアセスメント</td> <td>1P</td> </tr> </tbody> </table>	領域	科目名	P数	計	備考	概論	S.E.N.Sの役割と倫理	1P	4P		特別支援教育概論 I:発達障害の理解	1P	特別支援教育概論 II:特別支援教育のシステム	1P	発達障害と医療	1P	アセスメント	総論:アセスメント	1P	8P		心理検査法 I:ウェクスラー式知能検査	2P	心理検査法 II:発達障害に関連する心理検査	2P	学力のアセスメント	1P
領域	科目コード	科目名	P数																																																										
概論	A-1	S.E.N.Sの役割と倫理	1P																																																										
	A-2	特別支援教育概論 I:発達障害の理解	1P																																																										
	A-3	特別支援教育概論 II:特別支援教育のシステム	1P																																																										
	A-4	発達障害と医療	1P																																																										
アセスメント	B-1	総論:アセスメント	1P																																																										
	B-2	心理検査法 I:ウェクスラー式知能検査	2P																																																										
	B-3	心理検査法 II:発達障害に関連する心理検査	2P																																																										
	B-4	学力のアセスメント	1P																																																										
	B-5	アセスメントの総合的解釈	2P																																																										
領域	科目名	P数	計	備考																																																									
概論	S.E.N.Sの役割と倫理	1P	4P																																																										
	特別支援教育概論 I:発達障害の理解	1P																																																											
	特別支援教育概論 II:特別支援教育のシステム	1P																																																											
	発達障害と医療	1P																																																											
アセスメント	総論:アセスメント	1P	8P																																																										
	心理検査法 I:ウェクスラー式知能検査	2P																																																											
	心理検査法 II:発達障害に関連する心理検査	2P																																																											
	学力のアセスメント	1P																																																											

改定				現行				
指導	<u>C-1</u>	「個に応じた支援」と「合理的配慮」 UDとICTの視点	1P	アセスメントの総合的解釈	2P	<u>14</u> <u>P</u>		
	<u>C-2</u>	「聞く・話す」の指導	2P	指導 「個に応じた支援」と「合理的配慮」 UDとICTの視点	1P			
	<u>C-3</u>	「読む・書く」の指導	2P	「聞く・話す」の指導	2P			
	<u>C-4</u>	「計算する・推論する」の指導	1P	「読む・書く」の指導	2P			
	<u>C-5</u>	ソーシャルスキルの指導	2P	「計算する・推論する」の指導	1P			
	<u>C-6</u>	行動面の指導	2P	ソーシャルスキルの指導	2P			
	<u>C-7</u>	感覚と運動の指導	1P	行動面の指導	2P			
	<u>C-8</u>	社会的自立・就労の指導	1P	感覚と運動の指導	1P			
	<u>C-9</u>	個別の指導計画・個別の教育支援計画 の作成と活用	2P	社会的自立・就労の指導	1P			
特別支援 教育士 (S.E.N.S) の役割	<u>D-1</u>	学校・園における支援体制Ⅰ:通常の学 級における支援	1P	個別の指導計画・個別の教育支 援計画の作成と活用	2P	<u>4P</u>		
	<u>D-2</u>	学校・園における支援体制Ⅱ:通級によ る指導	1P	特別支援 教育士 (S.E.N.S) の役割 学校・園における支援体制Ⅰ:通 常の学級における支援	1P			
	<u>D-3</u>	学校・園における支援体制Ⅲ:コーデ ィネーターの役割とリソースの活用	1P	学校・園における支援体制Ⅱ:通 級による指導	1P			
	<u>D-4</u>	保護者とのかかわりと連携	1P	学校・園における支援体制Ⅲ:コ ーディネーターの役割とリソース の活用	1P			
指導実習		指導実習	6P	保護者とのかかわりと連携	1P	<u>6P</u>	<u>実習以 外のポ イント (30P) をすべて 取得して</u>	
	<u>E-1</u>	※実習以外のポイント(30P)をすべて 取得してから受講する。		指導実習	指導実習			6P
計 36P								

改定	現行			
<p>7. <u>本規程附則5Aにいうポイントの移行措置は、次の通りとする。</u>  <u>2022年度までの受講登録者（受講登録番号が34-以前で始まる者）においては、「S.E.N.S養成カリキュラム（2012年度版）（2018年度版）」で取得したポイントを「S.E.N.S養成カリキュラム（2023年度版）」へ移行する。</u>  <u>*同一の科目名で取得したポイントはそのまま振替える。</u>  <u>*名称が変更になった科目の取得ポイントは、下表の科目名新旧対照表に則り振替える。</u>  <u>*科目名「発達障害と医療（2P）」を取得済の者は、ポイント数の変更（2P→1P）に伴い、IPを科目名「学校・園における支援体制Ⅱ：通級による指導」に付与する。</u>  <u>*総取得ポイント数の変更はないものとする。</u></p> <p>なお、「S.E.N.S養成カリキュラム（2012年度版）（2018年度版）」から「S.E.N.S養成カリキュラム（2023年度版）」の変更点は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>科目名「S.E.N.Sの役割と倫理」の領域を「特別支援教育士（S.E.N.S）の役割」から「概論」に変更する。</u></li> <li>2) <u>科目名「発達障害と医療」のポイント数を2Pから1Pに変更する。</u></li> <li>3) <u>科目名「学校・園における支援体制Ⅱ：通級による指導」IPを新設する。</u></li> <li>4) <u>科目名の変更は下表の通りとする。</u></li> </ol>				から受講する。
	計 36P			
	<p>8. <u>本規程附則 5B にいう「S.E.N.S 養成カリキュラム（2012 年度版）（2018 年度版）受講者のための新旧科目読み替え」については、次の通りとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>S.E.N.S養成カリキュラム（2012年度版）（2018年度版）受講者のための新旧科目読み替え表</u></p> <p>◇読み替えの対象者  この読み替え表は、「S.E.N.S養成カリキュラム（2012年度版）（2018年度版）」受講者のためのものである。つまり、2012～2022年度の受講登録者（受講登録番号：24～34で始まる者）に適用される。2023年4月1日以降の受講登録者（受講登録番号：35以降で始まる者）には、この読み替え表は適用されない。</p> <p>◇読み替え表のみかた  (1) S.E.N.S養成カリキュラム（2012年度版）（2018年度版）履修者（受講登録番号：24～34で始まる者）が、左欄のS.E.N.S養成カリキュラム（2023年度版）科目を履修した場合、左欄のS.E.N.S養成カリキュラム（2018年度版）科目に読み替えることができる。  (2) S.E.N.S養成カリキュラム（2023年度版）履修者（2023年4月1日以降の受講登録者）が、S.E.N.S養成カリキュラム（2018年度版）（右欄）を、S.E.N.S養成カリキュラム（2023年度版）（左欄）に読み替えることは</p>			

改定			現行					
S.E.N.S養成カリキュラム:科目名新旧対照表			S.E.N.S養成カリキュラム(新旧カリキュラム対照表)					
出来ない。			出来ない。					
S.E.N.S養成カリキュラム(2023年度版)			S.E.N.S養成カリキュラム(2012年度版)(2018年度版)					
<u>2023年度版</u> <u>科目コード</u>	2023年度版 S.E.N.S養成カリキュラム科目名	2012年度版、2018年度版 S.E.N.S養成カリキュラム科目名	<u>領域</u>	<u>科目名</u>	<u>P数</u>	<u>計</u>	<u>科目名</u>	<u>P数</u>
<u>B-2</u>	心理検査法I:ウェクスラー式知能検査	心理検査法 I :WISC-IV	概論	S.E.N.S の役割と倫理	IP	4 P	S.E.N.Sの役割と倫理	IP
<u>B-3</u>	心理検査法II:発達障害に関連する心理検査	心理検査法 II :KABC-II・DN-CAS		特別支援教育概論 I : 発達障害の理解	IP		特別支援教育概論 I : 発達障害の理解	IP
<u>C-1</u>	「個に応じた支援」と「合理的配慮」UDとICTの視点	総論:個に応じた支援		特別支援教育概論II: 特別支援教育のシステム	IP		特別支援教育概論II: 特別支援教育のシステム	IP
<u>C-9</u>	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用	個別の指導計画の作成と活用		発達障害と医療	IP		発達障害と医療 ※「発達障害と医療(2P)」を取得済の者は、P数の変更(2P→IP)に伴い、IPを【D-2】に付与する。	2P
<u>D-3</u>	学校・園における支援体制 III:コーディネーターの役割とリソースの活用	学校・園における支援体制 II:コーディネーターの役割とリソースの活用	アセスメント	総論:アセスメント	IP	8 P	総論:アセスメント	IP
				心理検査法I:ウェクスラー式知能検査	2P		心理検査法 I :WISC-IV	2P

改定	現行					
		心理検査法II:発達障害に関連する心理検査	<u>2P</u>		心理検査法II:KABC-II・DN-CAS	<u>2P</u>
		<u>学力のアセスメント</u>	<u>1P</u>		<u>学力のアセスメント</u>	<u>1P</u>
		<u>アセスメントの総合的解釈</u>	<u>2P</u>		<u>アセスメントの総合的解釈</u>	<u>2P</u>
	指導	「個に応じた支援」と「合理的配慮」UDとICTの視点	<u>1P</u>	<u>1</u> <u>4</u> <u>P</u>	総論:個に応じた支援	<u>1P</u>
		<u>「聞く・話す」の指導</u>	<u>2P</u>		<u>「聞く・話す」の指導</u>	<u>2P</u>
		<u>「読む・書く」の指導</u>	<u>2P</u>		<u>「読む・書く」の指導</u>	<u>2P</u>
		<u>「計算する・推論する」の指導</u>	<u>1P</u>		<u>「計算する・推論する」の指導</u>	<u>1P</u>
		<u>ソーシャルスキルの指導</u>	<u>2P</u>		<u>ソーシャルスキルの指導</u>	<u>2P</u>
		<u>行動面の指導</u>	<u>2P</u>		<u>行動面の指導</u>	<u>2P</u>
		<u>感覚と運動の指導</u>	<u>1P</u>		<u>感覚と運動の指導</u>	<u>1P</u>
		<u>社会的自立・就労の指導</u>	<u>1P</u>		<u>社会的自立・就労の指導</u>	<u>1P</u>
		<u>個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用</u>	<u>2P</u>		<u>個別の指導計画の作成と活用</u>	<u>2P</u>
	特別支援教育士	<u>学校・園における支援体制I:通常の学級における支援</u>	<u>1P</u>	<u>4</u> <u>P</u>	<u>学校・園における支援体制I:通常の学級における支援</u>	<u>1P</u>

改定	現行					
<p>8. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。  9. 本規程は、2015年4月1日に一部改定する。  10. 本規程は、2016年4月1日に一部改定する。  11. 本規程は、2017年4月1日に一部改定する。  12. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。  13. 本規程は、2023年2月5日に一部改定する。  14. 本規程は、2024年2月4日に一部改定し、2024年4月1日より施行する。</p>	<u>(S.E .N.S )の 役割</u>	<u>学校・園における支援 体制Ⅱ:通級による指 導</u>	<u>IP</u>		<u>「発達障害と医療 (2P)」を取得済の者 は、P数の変更(2P→ IP)に伴い、IPを【学 校・園における支援体 制Ⅱ:通級による指導】 に付与する。</u>	
		<u>学校・園における支援 体制Ⅲ:コーディネータ ーの役割とリソースの 活用</u>	<u>IP</u>		<u>学校・園における支援 体制Ⅱ:コーディネータ ーの役割とリソースの活 用</u>	<u>IP</u>
		<u>保護者とのかかわりと 連携</u>	<u>IP</u>		<u>保護者とのかかわりと 連携</u>	<u>IP</u>
	<u>指導 実習</u>	<u>指導実習</u>	<u>6P</u>	<u>6 P</u>	<u>指導実習</u>	<u>6P</u>
	<p>9. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。  10. 本規程は、2015年4月1日に一部改定する。  11. 本規程は、2016年4月1日に一部改定する。  12. 本規程は、2017年4月1日に一部改定する。  13. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。  14. 本規程は、2023年2月5日に一部改定する。</p>					

※上表の他に、表記上の違いがあったため、整合性を図った。

例) 第 8 条 2 項、3 項の「:」表記を「の」に統一

- ・現行の表記…登録料(5年間分)  :20,000円+消費税、S.E.N.Sの会費(5年間分)  :10,000円(不課税)
- ・改定      …登録料(5年間分)  の20,000円+消費税、S.E.N.Sの会費(5年間分)  の10,000円(不課税)